

太陽光発電設置個人世帯に対する「同意書」徴収に対する質問状へのご回答

(RPS 法に関して)

京都議定書におけるわが国の温室効果ガス削減目標を達成するためには、これまで以上の省エネルギー・新エネルギーやその他の削減方策の進展が必要とされており、特に再生可能エネルギーを含む新エネルギーについては、2010 年度において原油換算 1,910 万 kl の導入量が期待されています。（平成 13 年 7 月、総合資源エネルギー調査会報告）R P S 法はそのうち発電分野における目標を達成するために、総合資源エネルギー調査会新エネルギー部会で導入が提言された R P S 制度を法律化したものと解釈しています。

R P S 法では、新エネルギー等で発電した電気を、電気と新エネルギー等電気相当量に分けて取引することが可能となっており、これにより新エネルギーの地域偏在の問題が解消方向に向かうものと考えていますが、その他の影響については今後その動向を注視していきたいと考えています。

R P S 制度は、新エネルギー導入に係わる費用の最小化を目指すためのメカニズムであり、市場原理の活用により、導入熟度の高まっている電源・効率的な電源ほど導入されやすい仕組みとなっています。従って、相対的にコストの高い電源は不利となることが予想されますが、当社としては、環境特性も考慮し、発電コストが高い太陽光発電等に対しても、グリーン電力基金等を通じた導入支援を続けていきたいと考えています。

(余剰電力購入に関して)

太陽光・風力発電からの余剰電力については、従前より、その環境特性を最大限評価して当社がお客さまに販売している電気料金の電力量料金単価相当で購入していますが、今回の法施行に伴い、同法の新エネルギー等について、新エネルギー等電気相当量を当社ではなく他の電気事業者と取引することが可能となったことを踏まえ、

当社が購入する電力について、当社が同法の新エネルギー等電気として利用させていただけるようお願いさせていただきましたことといたしました。（この場合、新エネルギー等電気相当量の上限価格は11円/kWhとされていますが、従前どおり、電気料金の電力量料金単価相当を適用いたします。）

また、他の電気事業者と新エネルギー等電気相当量について取引するため、当社が購入する電力について、当社が同法の新エネルギー等電気として利用することに同意が得られない場合は、電力購入に伴い当社の火力燃料費相当が削減されることから、これと同等である工場等の自家発電設備からの余剰電力購入単価により購入いたします。この場合、購入単価は、当社の火力燃料費の実績等にもとづき毎年見直しを行います。

なお、太陽光発電設備を設置しているお客さまへは、RPS法施行直後ということもあり、当社が同法の新エネルギー等電気として利用させていただけるよう、十分なお願いをしたいと思っていますが、この場合、他の電気事業者と新エネルギー等電気相当量について取引される場合を除き、当面の間、現行の購入単価を継続させていただきます。

他電力管内で発電された新エネルギー等で、新エネルギー等電気相当量について当社との取引を希望される場合の購入契約および価格については、新エネルギー等電気の義務量に対する履行状況や新エネルギー等電気相当量の価格動向を考慮しながら、お客さまの提示内容を踏まえて検討したいと考えています。

当社は今後も引き続き、余剰電力購入制度やグリーン電力制度により新エネルギーを支援していくほか、RPS制度の義務達成に向けて新エネルギーの利用を進めいく所存です。

以上